

## 国民健康保険被保険者資格取得証明証交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「規則」という。）第6条に規定する被保険者証（以下「保険証」という。）の交付等に際し、資格取得等の手続をし、保険証が交付されるまでの間、被保険者としての資格を有することを証する国民健康保険被保険者資格取得証明証（第1号様式。以下「証明証」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(証明書の交付)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当することにより、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第36条第1項の療養の給付、法第36条第2項の食事療養、法第53条第1項の療養又は法第54条の2第1項の指定訪問看護（以下「療養の給付等」という。）を受ける際、保険医療機関若しくは保険薬局、特定保険医療機関又は訪問看護ステーション（以下「保険医療機関等」という。）に保険証を提出できないときは、世帯主の申請により有効期限を定めて証明証を交付することができる。

- (1) 規則第6条又は第7条の規定により保険証の交付又は再交付を申請中で、その交付又は再交付を受けていないとき。
- (2) 規則第7条の2の規定により保険証の更新若しくは検認のため、又は規則第8条から第10条の2までの規定により保険証の記載事項訂正のため、保険証を市長に提出中であるとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき。

2 前項の申請は、国民健康保険被保険者資格取得証明証交付申請書（第2号様式）によるものとする。

(証明証の無効)

第3条 証明証は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- (1) 法令の規定によりその資格を喪失したとき。
- (2) 亡失したとき。
- (3) 有効期限を経過したとき。
- (4) 療養の給付等を受けるとき以外に使用したとき。

附 則

この告示は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成31年2月18日告示第7号）

この告示は、公表の日から施行する。



国民健康保険被保険者資格取得証明証交付申請書

被保険者証記号番号		記号	1 5	番号		
世帯主	氏名	男 女		生年月日		
	住所				電 話	
被保険者氏名	1	世帯主			続柄	本 人
	2				続柄	
	3				続柄	
	4				続柄	
	5				続柄	
	6				続柄	
申 請 理 由		1 保険証の交付を申請中で、その交付を受けておらず、医療機関に受診する必要があるから 2 その他 （理由				

上記のとおり申請します。

伊勢原市長 殿

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_  
 申請者 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 電話 \_\_\_\_\_

処理欄

<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 退職 <input type="checkbox"/> 混合	決済欄	課長	係長	取扱者	交付日	有効期限